

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年九月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキ総社東店・宮脇書店総社店

所在地 総社市井手字出張一三一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九一

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 一郎

(2) 名称 有限会社ヒロシゲ文庫

住所 総社市井手一〇四九一

代表者の氏名 代表取締役 三宅 誠一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 二千二百二十四平方メートル

(変更後) 二千八百二十九・八平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 七十七台

(変更後) 百二十六台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 八台

(変更後) 二十二台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 八十五・五平方メートル

(変更後) 百十・五平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 十五・〇立方メートル

(変更後) 十六・一立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) ダイキ株式会社 午前九時三十分

(変更後) ダイキ株式会社 午前九時 有限会社ヒロシゲ文庫 午前十時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) ダイキ株式会社 午後八時

(変更後) ダイキ株式会社 午後八時 有限会社ヒロシゲ文庫 午後十時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後八時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

エ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 二箇所

(変更後) 五箇所

オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前七時から午後八時まで

(変更後) 午前七時から午後十二時まで

4 変更年月日

平成二十二年五月十五日

5 変更事項以外の事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九一

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 一郎

(2) 名称 有限会社ヒロシゲ文庫

住所 総社市井手一〇四九一

代表者の氏名 代表取締役 三宅 誠一

二 届出年月日

平成二十一年九月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十一年九月二十五日から平成二十二年一月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部商工観光課